

子ども子育て支援法等の一部を改正する法律の法改正に伴う  
国民健康保険料等の算定方法の変更について

子ども子育て支援法等の一部を改正する法律の法改正に伴い、令和8年度より国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の算定方法が変更となるため、以下のとおり報告する。

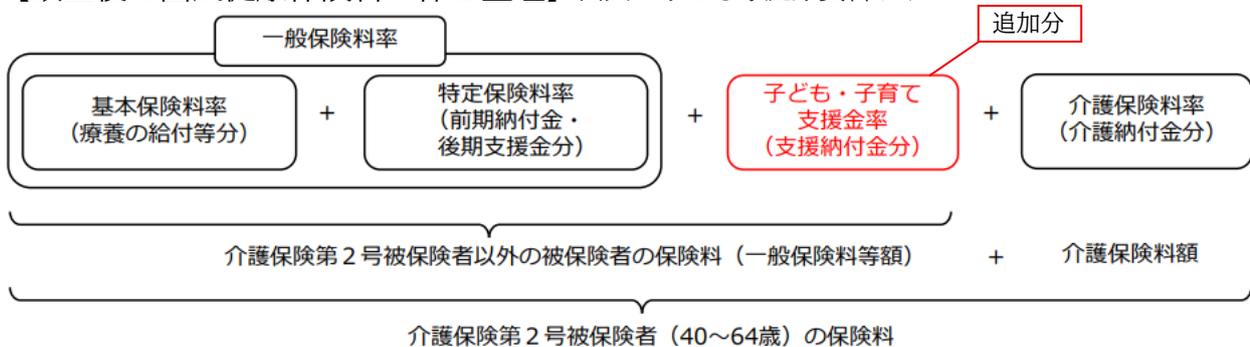
1 保険料の算定方法の変更点

国民健康保険料には、基礎賦課分(医療分)、後期高齢者支援金等賦課分(支援分)、介護納付金賦課分(介護分)があり、それぞれに均等割額と所得割額で算定されているが、令和8年度子ども子育て支援制度創設に伴い、新たに「子ども・子育て支援納付金賦課分(子ども・子育て分)」を追加して算定する。

なお、賦課方式や限度額、保険料率については、国から示される予定である納付金及び標準保険料率の算定方法を参考に区市町村ごとに設定する。

※ 後期高齢者医療保険料においては、基礎賦課分(医療分)のみ

【改正後の国民健康保険料に係る整理】 出典：子ども家庭庁資料より



2 令和8年度中野区国民健康保険料率について

国民健康保険料率は、東京都が「国民健康保険事業費納付金・標準保険料率」を算定し、区市町村は東京都が算定した納付金を納付するとともに、特別区では、標準保険料率を参考に特別区国民健康保険基準保険料率を決定する仕組みで算定している。

令和8年度の保険料・保険料率は子ども子育て支援納付金賦課分を含め、特別区各自治体で議論しているところであり、特別区国民健康保険基準保険料率が示され次第、中野区の保険料率算定の考え方について改めてお示しする。

### 3 令和8・9年度の後期高齢者医療保険料率等について

後期高齢者医療保険料率等については、東京都後期高齢者医療広域連合が保険料率等を算定し、東京都後期高齢者医療広域連合議会の条例改正の議決をもって定められるため、条例改正の内容が明らかになった段階でお示しする。